

第2節 犯罪や虐待による被害

1 犯罪被害

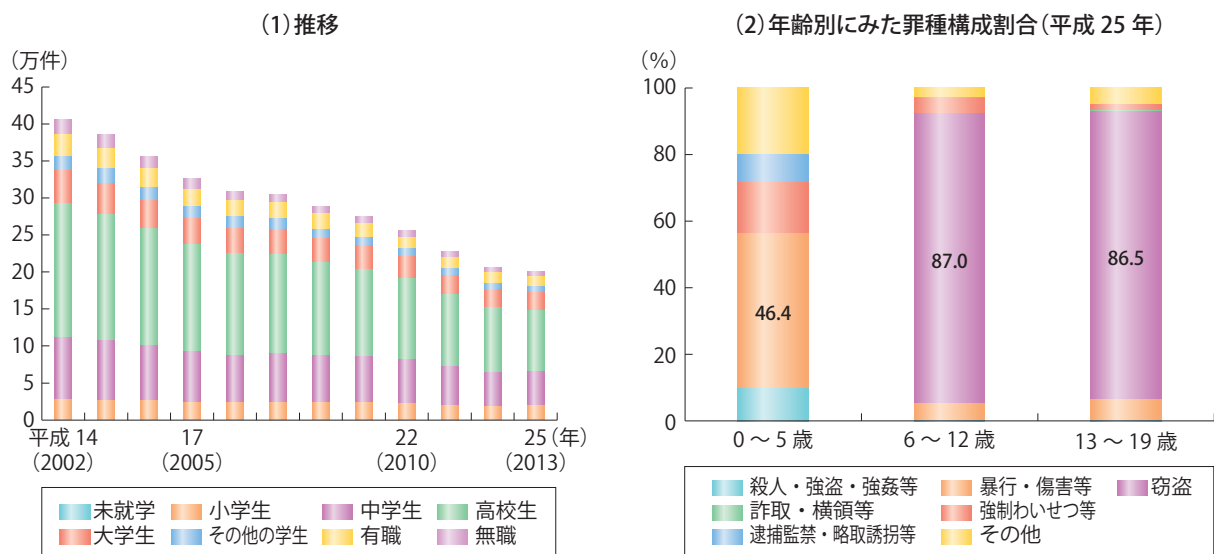
(1) 20歳未満の者が被害者となる刑法犯の状況

20歳未満の者が被害者となった刑法犯の認知件数は、近年減少している。

20歳未満の者が被害者となった刑法犯の認知件数は、この10年で減少が続いており、平成25(2013)年には、200,921件となっている。学職別にみても、いずれの学職でも減少傾向にある。(第1-5-5図(1))

年齢別に罪種の構成割合をみると、6歳以上では窃盗がほとんどである一方、5歳以下では暴行・傷害が多い。(第1-5-5図(2))

第1-5-5図 20歳未満の者が主たる被害者となる刑法犯の認知件数



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」[少年非行情勢]

(注) グラフのうち、殺人・強盗・強姦等とは凶悪犯を、暴行・傷害等とは粗暴犯を、詐欺・横領等とは知能犯を、強制わいせつ等とは風俗犯を、それぞれ指す。

(2) 20歳未満の者の福祉を害する犯罪の被害

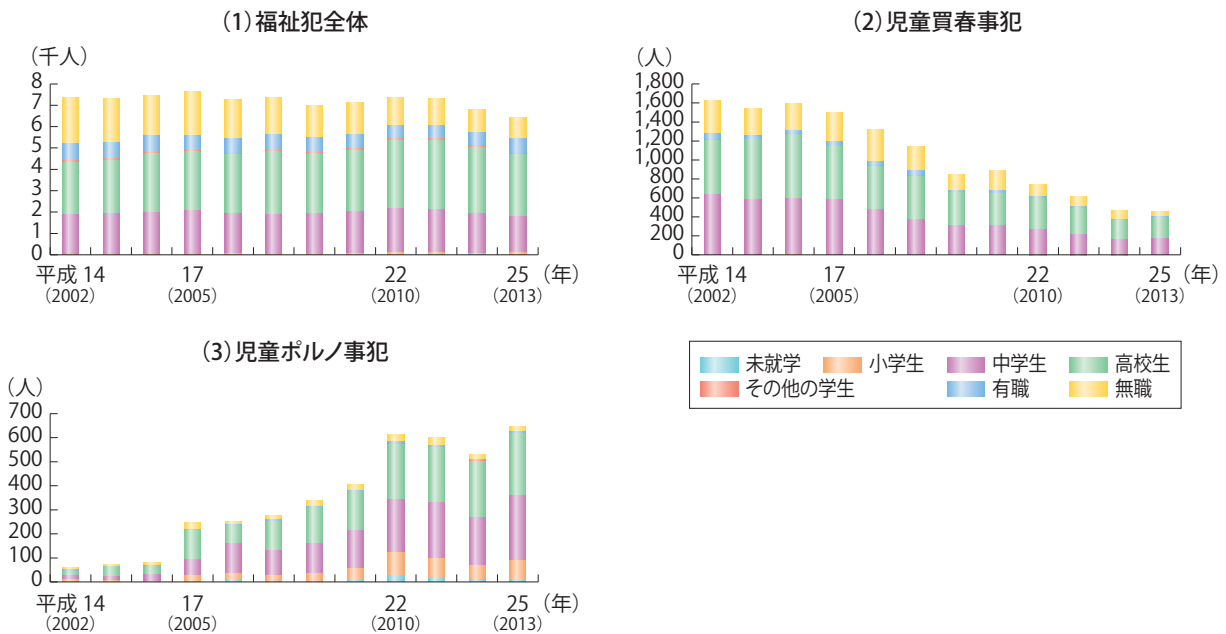
福祉犯の被害者となった20歳未満の者はおおむね横ばい。

福祉犯(児童買春・児童ポルノ禁止法, 児童福祉法, 青少年保護育成条例などの法令の違反)の被害者となった20歳未満の者は、このところ減少しており、平成25(2013)年には6,412人となった。学職別では、高校生が最も多く、次いで中学生となっている。(第1-5-6図(1))

このうち、児童買春・児童ポルノ禁止法違反についてみると、児童買春事犯の被害者は平成17(2005)年からおおむね減少が続いており、平成25年には462人である。中学生と高校生の被害者が多い。(第1-5-6図(2))

児童ポルノ事犯の被害者は、平成20(2008)年以降に急増した後、やや減少していたが、平成25年には再び増加に転じ、過去最多の646人である。被害者を特定できない画像について年齢鑑定により事件化した事案の被害者を加えると、1,244人であり、そのうち、小学生以下(年齢鑑定で可能性ありと認定されたものを含む。)が42.1%(524人)を占めている。児童ポルノ事犯の4割強は低年齢の子どもが被害者であると認められる。(第1-5-6図(3))

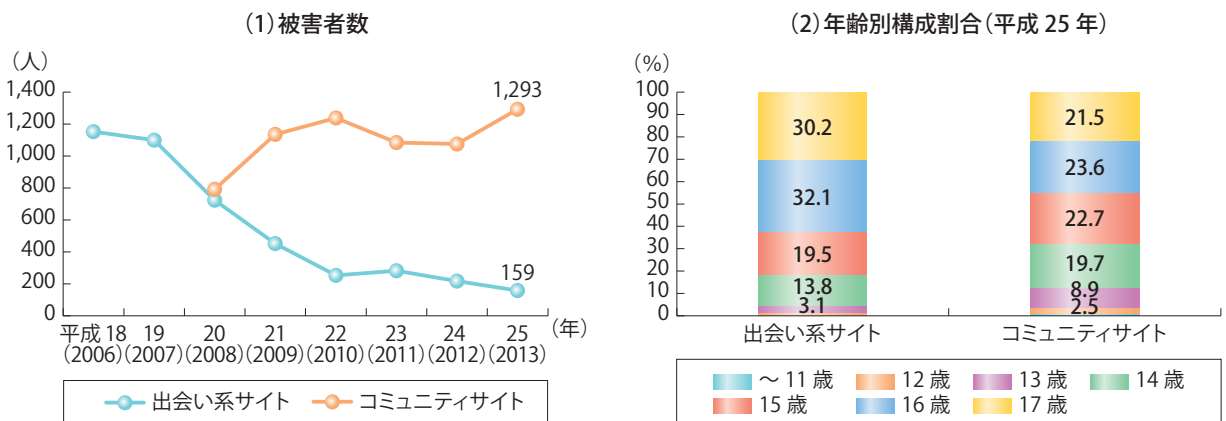
第1-5-6図 福祉犯の被害にあった20歳未満の者



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等」
 (注) 児童ポルノ事犯については、各年に新たに特定された被害児童数を計上。これ以外に、被害児童を特定できない画像について年齢鑑定を実施して立件する場合もある。

出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った18歳未満の者は、近年大きく減少しており、平成25年には159人となっている。一方、SNSやプロフといったコミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った18歳未満の者は、平成25年は増加に転じ、1,293人となっている。被害者の年齢をみると、全体として15歳から17歳が大半を占めており、コミュニティサイトを利用した犯罪被害では13歳以下の者が1割程度いる。(第1-5-7図)

第1-5-7図 出会い系サイト・コミュニティサイトの利用による被害に遭った18歳未満の者



(出典) 警察庁「出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」

2 児童虐待の状況

(1) 児童相談所における相談対応件数

児童虐待に関する相談対応件数は年々増加。身体的虐待が最も多く、心理的虐待が続く。被虐待児の4割以上が学齢前。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、増加の一途をたどり、平成24（2012）年は66,701件となっている。（第1-5-8図（1））

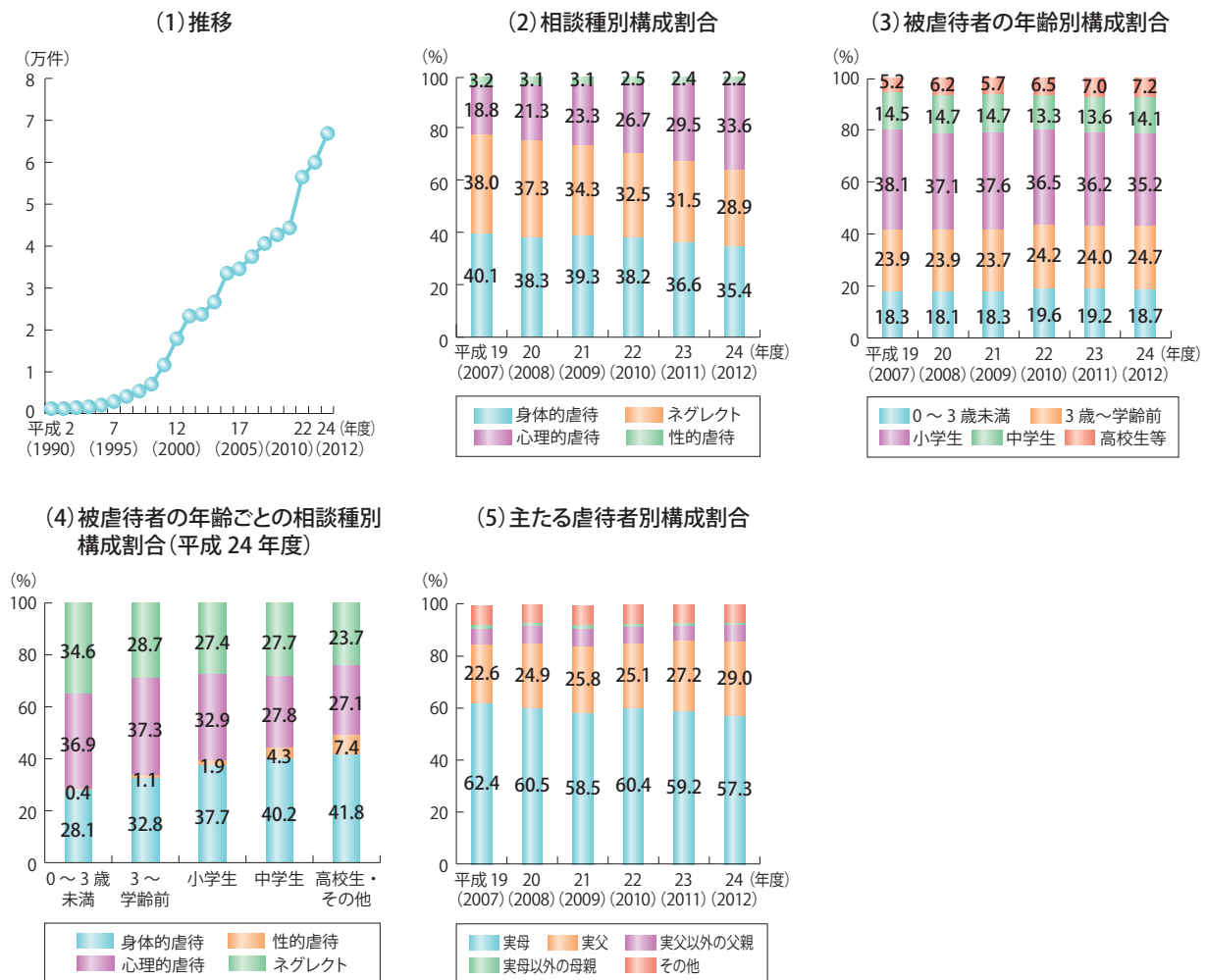
虐待の内容²⁰では、身体的虐待が35.4%と最も多く、次いで心理的虐待が33.6%、ネグレクト（28.9%）、性的虐待（2.2%）の順となっている。この5年をみると、身体的虐待やネグレクトの割合が低下し、心理的虐待の割合が上昇している。（第1-5-8図（2））

被虐待児の年齢は、3歳未満が18.7%、3歳から学齢前が24.7%と、学齢前の子どもが4割以上を占めており、また、小学生が35.2%となっている。このことは虐待が早期から始まっていることを示している。学齢前が占める割合が若干上昇傾向にある。（第1-5-8図（3））

被虐待児の年齢ごとに相談種別の構成割合をみると、相対的に、心理的虐待やネグレクトは低年齢児に多く、年齢が上がるにつれて身体的虐待や性的虐待が増えている。（第1-5-8図（4））

主たる虐待者を見ると、実母が57.3%と最も多く、実父が29.0%と続く。実父の割合が緩やかに上昇している。（第1-5-8図（5））

第1-5-8図 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」
 (注) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したもの。

20 児童虐待の定義は以下の通り（厚生労働省ホームページより）
 身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
 ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

(2) 児童虐待事件検挙件数

警察が検挙した児童虐待事件も増加傾向。身体的虐待と性的虐待が多い。検挙事件全体と比べて死亡事件の被害者は低年齢が多い。

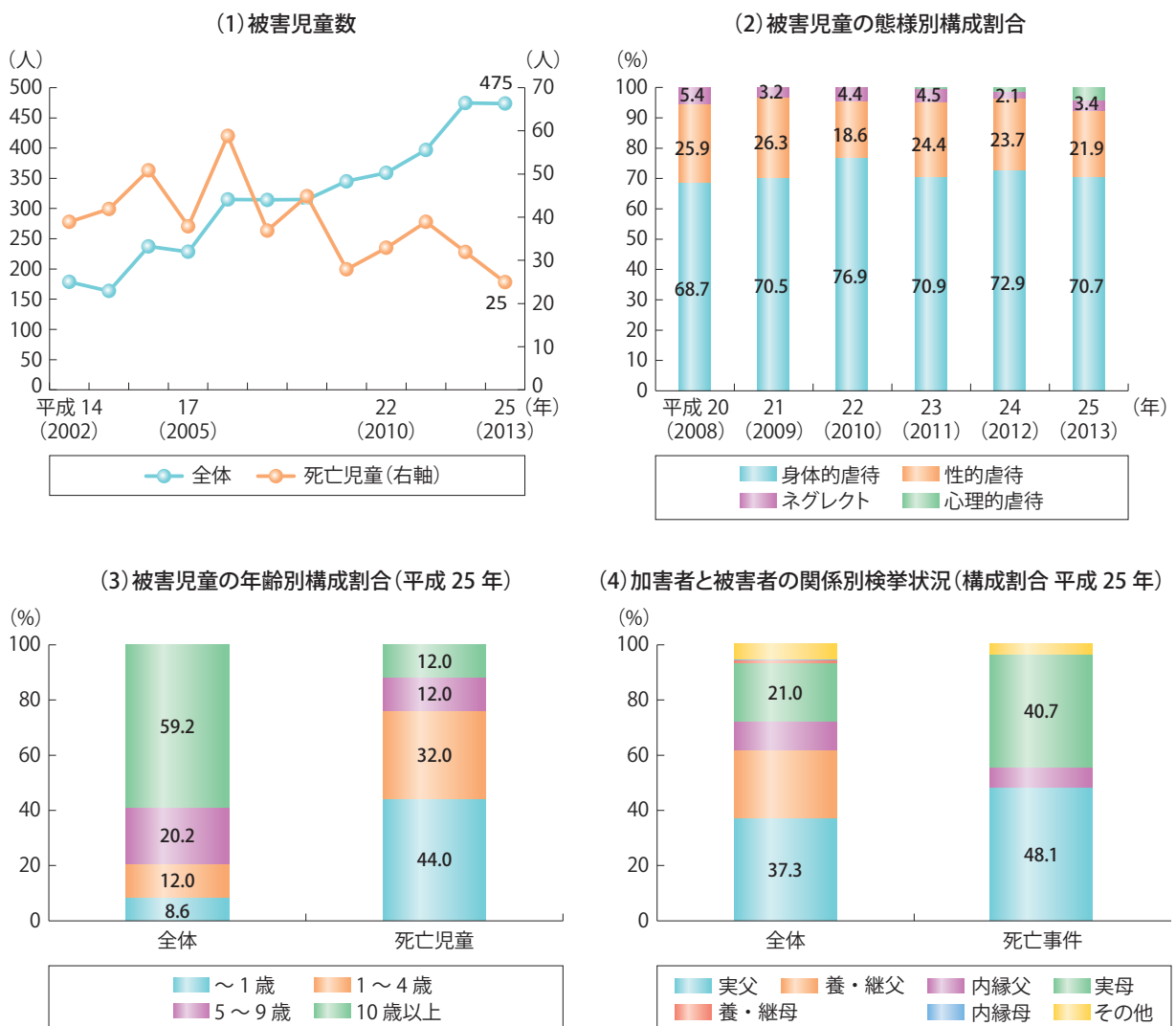
警察が検挙した児童虐待事件で被害に遭った子どもは増加傾向にあり、平成25（2013）年は475人となっている。このうち、死亡した子どもは25人である。（第1-5-9図（1））

態様別にみると、身体的虐待が全体の70.7%、性的虐待が21.9%を占め、児童相談所における相談対応件数の内訳と比べ、身体的虐待と性的虐待がかなり多い。（第1-5-9図（2））

被害者の年齢をみると、検挙事件全体では4歳以下が約2割であるが、死亡事件では約8割を占めている。（第1-5-9図（3））

加害者と被害者の関係性をみると、検挙事件全体では実父が約4割、実母が約2割となっているが、死亡事件では実母が4割を超えている。（第1-5-9図（4））

第1-5-9図 警察が検挙した児童虐待事件



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」「児童虐待及び児童ポルノ事犯の検挙状況等」
 (注) 上記の数値には、いわゆる無理心中や、出産直後の殺人と遺棄を含まない。